

1. 返還となる場合(主な事由)

- (1) 修学資金等の貸付を解除されたとき。(退学・留年等)
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、または山口県内等において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 山口県内等において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
(対象業務を退職後、1年以内に再就職しなかったとき。)
- (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2. 返還期間

解除になった翌月から、貸付を受けた2倍の期間内。

(例) 2年(24ヶ月)貸付を受けた場合、4年(48ヶ月)が返還期間になります。

3. 返還の方法

一括または月賦の均等払い等 (返還期限を繰り上げて返還してもよい。)

(例) 2年間 168万円の貸与を受け、全額返還する場合

・返還期間:4年(48ヶ月) ・1回(月賦)の返還額:1,680,000 円÷48 回=35,000 円

4. 延滞利子

返還期限日までに、返還しなかった場合、返還残額に対して、年5%の延滞利子を徴収します。

令和2年度以降の貸付者に対しては年3%とします。

5. 一部免除について

貸付を受けた期間(2年に満たない場合は2年)以上、対象業務に従事し、特別な事情が考慮される場合、返還金額を一部免除できる場合があります。

※借受者の責による事由により免職された場合や、特別な事情なく恣意的に退職した場合は一部免除の要件に該当しません。

※従事期間は介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日からとします。

【免除額の計算】 ※中高年離職者、過疎地域の場合は 3/2 で計算することとする。

裁量免除の額	=	貸付額	×	{	従事期間	÷	(貸付期間	×	5/2)	}
--------	---	-----	---	---	------	---	---	------	---	-----	---	---

(例)

★月15日以上勤務の場合												
【勤務：H30.4.1～R3.3.31まで勤務した場合】 (※貸付期間H28.4～H30.3 24カ月)												
裁量免除額	=	貸付済額	×	{	従事期間(月数)	÷	(貸付期間(月数)	×	5/2)	}
984,000	=	1,640,000	×	{	36	÷	(24	×	5/2)	}
返還額	=	貸付済額	-	裁量免除額								
656,000	=	1,640,000	-	984,000								

【全額返還の場合】

○「届出書」、「就労証明書（退職）」を人材センターに提出

↓

●貸付決定の解除

人材センターから解除通知書等と「返還申立書」の様式を送付
(返還の仕方についてはこの時に一緒に送付します)

↓

○「返還申立書」を人材センターに提出→解除決定の翌月から返還開始

【一部免除に該当する場合】

○「届出書」、「就労証明書（退職）」を人材センターに提出

※届出書に退職理由を記入

↓

●一部免除の要件を満たした場合、一部免除になります。

一部免除になる場合は、「返還債務免除申請書」を提出していただく必要があるため、その場合は、人材センターから様式を郵送します。

↓

○一部免除に該当する場合は「返還債務免除申請書」を人材センターに提出

↓

●貸付決定の解除

人材センターから解除通知書等と「返還申立書」の様式を送付
(返還の仕方についてはこの時に一緒に送付します)

↓

○「返還申立書」を人材センターに提出→解除決定の翌月から返還開始